

建災防神奈川支部ニュース

No.538 令和2年9月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部
横浜市中区太田町2-22番地 電話 201-8456 FAX201-7735

URL <http://kensaiboukanagawa.com/> E-mail:kensaibou@crux.ocn.ne.jp

全国労働衛生週間を迎えて



建設業労働災害防止協会神奈川支部
支部長

黒田 憲一

令和2年度の全国労働衛生週間を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

本年は新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、我が国においても4月に緊急事態宣言が発出され、感染拡大防止に向けて国民が一体となった協力が求められました。そして現在では、「三つの密」を避けることの徹底や「新しい生活様式」の推進など、これまでとは違う社会生活や企業活動などが求められています。

一方、建設業に従事する労働者の健康をめぐる状況は、神奈川県内における、令和元年中の休業4日以上の上業務上疾病発生状況は、全産業では616件で、このうち建設業は38件でした。建設業の38件のうち、腰痛が18件、熱中症が10件で、この2種類で7割以上を占めています。

また、令和元年の一般健康診断では、県下におけるなんらかの所見を有する有所見率は61.94%（全体で57.1%）で、最近2年連続して増加しています。

有所見者の健康保持のため、健康診断後の事後措置を行っていただくようお願いいたします。

このような状況の中、7月に「石綿障害予防規則」等が改正され、今後は解体・改

修作業を行う建築物における石綿等の使用の有無についての事前調査を、講習修了者により行うことが義務付けられるなど、解体工事における石綿の飛散・ばく露防止対策の徹底が強く求められることになり、アーク溶接作業についても溶接ヒュームが特定化学物質に認定されたことから、作業に当たっては特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者の配置が義務付けになります。

当支部においても、これらの省令の改正に基づく技能講習等も含め、国が定めている安全衛生教育の推進要綱を踏まえ、現場従事者をはじめ、関係者に対する各種安全衛生教育を積極的に行っていきたいと考えているところですが、支部会員の皆様におかれましては、必要な資格者の養成に関して計画的に行い、現場で働く方々の健康の保持・増進、職場環境の改善に努める観点から、建設現場における「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」などの実施をしていただきたいと思います。

今年も9月1日から30日までを準備期間として、10月1日から7日間を本週間として、第71回目の全国労働衛生週間が展開されます。

今年度のスローガンは「**みなおして 職場の環境 からだの健康**」です。

会員の皆様におかれましては、本週間を契機として、各事業場における労働衛生意識の高揚を図り、労働衛生管理活動の一層の促進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和2年度全国労働衛生週間にあたって



神奈川労働局長

園田 宝

建設業労働災害防止協会神奈川支部長をはじめ会員事業場の皆様には、日頃から労働安全衛生行政の運営に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

神奈川労働局では、第13次労働災害防止推進計画を策定して労働者の健康確保対策を推進していますが、昨年の職業性疾病による休業4日以上の死傷者数は616人を数え、平成29年以降の増加傾向が高止まりの状況にあります。

昨年3月に機械設備の保守業務のため出張中の労働者が長時間労働による脳・心臓疾患により、8月に土木工事現場の施工管理者が熱中症によって労働者2名が死亡されたほか、腰痛症を中心に熱中症や化学物質による健康障害が発生しています。

本来、仕事によって労働者が健康を損なうことはあってはなりません。建設現場における熱中症予防対策はじめ、過労死や精神障害の発生を防ぐため、職場の「働き方改革」に取り組み、長時間労働による健康障害防止対策やストレスチェック制度を活用したメンタルヘルス対策などの労働衛生管理を推進いただくことが重要です。

本年は、アーク溶接で生じる「溶接ヒューム等」を新たに規制対象とする特定化学物質障害予防規則等が改正されたほか、建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止のための事前調査の強化等を行う石綿障害予防規則等の改正が行われました。

また、高年齢労働者が安心して安全に働

ける職場環境づくりや健康づくりを推進するため「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）が公表されており、これら法令改正やガイドライン等に基づき適切な労働衛生管理を進めていく必要があります。

そのような中、国民の労働衛生意識の高揚を図るとともに、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じて労働者の健康確保、職場の健康づくりに取り組むことを目的として、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間に、

『みなおして 職場の環境 からだの健康』

をスローガンとして、第71回目となる令和2年度全国労働衛生週間が展開されます。

本年においては、最優先の措置として、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についても留意いただく必要があります。

建設現場における大規模な感染拡大を防止するため、「感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用等により、感染症を予防する「新しい生活様式（生活スタイル）」の実践を通じて、事業者と労働者のそれぞれが、職場内外の感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくなど、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、建設現場の安全労働衛生水準の向上に努めていただきますようお願いします。

結びに、建設現場における無事故無災害と快適な職場環境の形成を祈念申し上げまして、全国労働衛生週間に寄せてのメッセージとさせていただきます。

令和 2 年度建設工事関係者連絡会議開催

7月7日、神奈川労働局主催で令和2年度の建設工事関係者連絡会議が開催されました。

同会議は例年神奈川労働局が主催し、公共工事発注者及び当支部が出席して、発注者・施工者・労働局が連携しつつ、県内の建設工事における労働災害の一層の減少を図ることを目的に平成26年度から開催されているものです。

出席者は神奈川労働局のほか都道府県の公共工事担当部署、高速道路支社関係、都市再生機構、鉄道会社、電力・ガス・電信電話各社となっています。会の出席に先立って、各副支部長・分会長宛てに発注関係者に対しての要請する意見要望を募り、下記のとおりとりまとめ、支部長、専務理事が出席し、文書を提出するとともに会場にて説明を行いました。



意見要望（抜粋）

1 審査評価の加点対象について

建災防に加入していることを、「競争入札参加資格審査」において審査評価の加点対象にするよう、国及び各発注機関においてもご検討いただきたい。

併せてコスモス、コンパクトコスモスの認定事業場も配慮いただくようご検討いただきたい。

2 年度内の完成を予定している工事について

大幅な計画変更などによって工事量が増大し、予定どおりの工期に完成させるために、無理な工程で工事を進めなければならない場合がある。このようなケースでは、年度越えの工事完成も認められるようにしていただきたい。

3 工期設定について

年度内工事（3月末）にて必死に労働時間、気持ち等が切迫した中での完成が多い、単に工期の遅れではなく、追加変更による事項では、年度をまたぐ判断をしてもらいたい。現場役所担当者ではなく、契約部門の方等審議できる第3者的

な部署を設けてほしい。

①発注時の設計図書だけでは計画通りの施工が難しく、現場で協議をしながら詳細設計・施工を行うことが日常化していることから、発注時に、より精度の高い設計図書を作成することや、また、工期が厳しくなった場合は後工程の工期を弾力的に延伸できるようにしていただきたい。

他意見あり

4 新型コロナウイルス感染拡大防止関係について

今回の新型コロナウイルスへの対応では、多くの現場の判断に任されたが、建設工事には多くの施工業者等の関係者が関わることから、現場での調整だけでは難しさがある。

感染症の蔓延防止対策は、現場作業員の健康に直接かわる問題なので、今後同様の感染症が発生した場合を想定して、労働者の保護や福利厚生を所管する神奈川労働局には積極的な対応をお願いしたい。

他意見あり

神奈川労働局意見交換会



園田労働局長

7月16日ロイヤルホールヨコハマにおいて、神奈川労働局幹部と建災防正副支部長・分会長・運営委員役員とで意見交換会を行いました。

この意見交換会は例年実施されているもので、局長のご挨拶のほか、労働局労働基準部の各課長から情勢の説明をいただき、支部からは匠建設様、清水建設様から災害防止活動、コロナ対策等の事例発表を行い、労働基準部長からは締めのご挨拶として、こういった機会に、災害事例の検討を行うのが望ましいのではないかと提案等をいただき閉会となりました。

意見交換会におけるQ&A

令和2年6月現在、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ & A」によると、令和2年6月までは、安全衛生委員会等を開催するに際してはテレビ会議による会議方式にすることや、開催を延期することなど弾力的な運用を図ることとして差し支えないとされています。

昨今、「新しい生活様式」が模索される中、労働安全衛生法に規定されている店社の「安全衛生委員会」や現場の「安全衛生協議会」等を今後もオンラインによる会議を有効とするお考えはないのでしょうか。

【回答 労働局健康課長】

令和2年3月3日付け基発0303第1号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について」が発出され、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、労働安全衛生法第17条に基づく安全衛生委員会等の取扱に関しては、『当面の間、テレビ会議による会議方式にすることや、開催を延期することなど、弾力的な運用を図ることとして差し支えない。』とされましたが、この弾力的な運用は、同年6月末までの間に限った対応とされています。

しかしながら、労働安全衛生法第30条第1項に基づき、労働安全衛生規則第635条第1



項により定期的に開催することが規定されている建設現場における協議組織の会議については、この弾力的な運用の対象に含まれていないので、いわゆる“三つの密”を避け、十分な感染防止対策を講じた上で、法令に基づき毎月1回以上開催していただく必要があります。なお、令和2年8月27日付基発第1号（下記リンク）により、情報通信機器を用いて安全委員会等（安全委員会、衛生委員会及び安全衛生委員会）を開催する場合について、委員が容易に利用できること、安定的な機器を使用すること、個人情報の管理の措置が講じられていることなどや、運営に当たって、調査審議が尽くされていること、電子メールで行う場合の原則などが新たに示されました。
<https://kensaihoukanagawa.com/archives/1744>

法改正

金属アーク溶接等作業が特化物取扱作業に

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



（１）特定化学物質作業主任者の選任（特化則第２７条、第２８条）

「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。（令和４年３月３１日まで経過措置あり）

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮**すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置を１か月を超えない期間ごとに点検**すること
- ③ **保護具**の使用状況を監視すること

特定化学物質等作業主任者の配置は令和４年３月３１日までは猶予期間があります。

作業主任者に関しては、当該アーク溶接作業を行う場合、事業者ごと、作業場ごとに直接指揮できる資格者（技能講習修了者等）を配置しなければなりません。

神奈川支部では特化則から石綿則が分離する平成１７年までは特化物の作業主任者の技能講習を行っており当該講習を修了した方は今回の改正による資格者として有効です。現在は支部では特定化学物質作業主任者の技能講習を実施しておりませんが、新たに計画する見込み（時期未定）です。お急ぎの方は他の講習機関での受講をお願いします。

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習カリキュラム

- | | | | |
|----------------------|-----|-------------------|-----|
| １）健康障害及びその予防措置に関する知識 | ４時間 | ２）作業環境の改善方法に関する知識 | ４時間 |
| ３）保護具に関する知識 | ２時間 | ４）関係法令 | ２時間 |
| ５）修了試験 | １時間 | | |

（２）特定化学物質健康診断の実施等（特化則第３９条～第４２条）

金属アーク溶接等作業に**常時従事する**労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

金属アーク溶接等作業に**常時従事する**労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**６月以内ごとに１回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する（１次健診）。

● 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する必要がある（２次健診）、そのほか労働者への通知、結果の保存（５年）、結果報告書の労働基準監督者への提出、健診結果による必要な措置などを講じる必要があります。

改正内容に関する通達・資料はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12725.html

安全指導者・安全指導員研修

8月20日に安全指導者、8月21日は木建安全指導員の研修が行われました。建災防安全指導者は、国の通達及び建災防本部の「安全指導者規程」に基づき、現場の指導や集団指導などを担当していただき、日頃から県内各分会において、安全パトロールの実施を始め、各種の労働災害防止の指導を行っていただき、例年研修会を行っていましたが、今年は新型コロナウイルス感染防止のため、安全指導者研修は午前、午後に分けて行いました。8月20日の安全指導者の参加は午前は48名、午後は64名で合計112名、8月21日の木建の安全指導員は34名が受講しました。

講習内容は右記のとおりです。



安全指導者研修

開講の挨拶 黒田支部長

建設業における労働災害の現状と防止対策について

【60分】 神奈川労働局安全課安全専門官 永吉浩一

建設業における職業性疾病の現状と防止対策、法改正について

【45分】 建設労働局健康課 労働衛生専門官 田代克也

建設業労働災害防止規程の改正と最近の動向

【45分】 建災防安全管理士 水野健介

木建安全指導員研修

開講の挨拶 米田会長（代理）

建設業における労働災害の現状と防止対策について

【60分】 神奈川労働局安全課安全専門官 永吉浩一

建設業労働災害防止規程の改正と最近の動向

【60分】 建災防安全管理士 水野健介



あなたの現場は大丈夫？

死亡災害の状況

災害発生日時 令和2年7月

午前11時ごろ 土木工事業

橋梁建設工事現場の仮設の構台に設置していた二柱式看板（高さ3メートル、看板部分の高さ0.9メートル×幅4メートル）を2名で撤去中、突風（当日の最大瞬間風速11.1メートル/秒）で看板がおおられて、1名が看板と一緒に構台の手すり（高さ約102センチメートル）を超え、構台下の橋脚用深礎杭の底まで、約60メートル墜落したものの。

注：イラストは参考です。実際の災害状況とは異なります。

☆建設業における署別労働災害発生状況☆

署 年	横浜 南	鶴 見	川 崎 南	川 崎 北	横 須 賀	横 浜 北	平 塚	藤 沢	小 田 原	厚 木	相 模 原	横 浜 西	合 計
2 年	32	13	24	34	33	48	20	41	27	33	27	39	371
	(1)			(1)				(1)	(2)				5
前 年	41	10	31	32	26	52	26	28	19	34	28	46	373
						(1)			(1)	(2)		(1)	5

☆死亡災害発生状況☆

	死亡災害把握数			死 亡 災 害 件 数		
	本 年 (令和2年)	前年同期 (平成31年・ 令和元年)	前々年同期 (平成30年)	平成31年・ 令和元年 (確定値)	平成30年 (確定値)	平成29年 (確定値)
製 造 業	2	1	4	2	6	6
建 設 業	5 (2)	5 (1)	5	10 (1)	10 (1)	6 (1)
交 通 運 輸 業				1	1	
陸上貨物運送事業	1 (1)	2 (1)		2 (1)	2	5 (1)
港 湾 荷 役 業			1	1 (1)	1	
商 業	1 (1)		1	1 (1)	4 (2)	3
清 掃・と 畜 業	1 (1)		1	3 (1)	5 (1)	4
そ の 他	2		2	4 (1)	5 (1)	6 (2)
合 計	12 (5)	8 (2)	14 ()	24 (6)	34 (5)	30 (4)

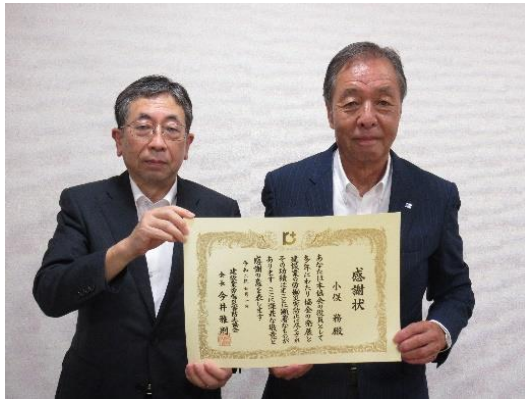
(注)：死亡災害把握数は、欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数です。
() は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

☆死亡災害の概要☆

番号	発生月 発生時刻	業 種 事業場規模	起因物 事故の型	発 生 概 要
1	2 月 16 時頃	土木工事業 50 名～99 名	基礎工事用機械 激突され	被災者は自社で杭打機の輸送時仕様への組立の補助に従事。運転手が杭打機のリーダー下部を接地固定させていたジャッキを縮めて接地解除操作をしたところ、長さ約2メートルのリーダー下部が、リーダー本体とのヒンジを支点に大きく揺れた。その瞬間に被災者が何らかの理由で揺れる範囲に立ち入ってきて、リーダー下部に激突されたもの。
2	3 月 0 時頃	土木工事業 30 名～49 名	開口部 墜落、転落	鉄道トンネルの坑口構造物の上を通る、幅1.5メートルの通路を歩行中、体勢を崩し、約13メートル下の線路付近に墜落したもの。
3	7 月 0 時頃	土木工事業 10 人～29 人	乗用車、バス、バイク 交通事故（道路）	夜間工事の現場に向かって高速道路を走行中のワゴン車が、ジャンクション前の右カーブでブレーキをかけたところタイヤが横滑りして道路左側側壁に車両両後部が衝突し、同乗の作業者のうち2名が死傷したもの。
4	7 月 11 時頃	土木工事業 30 名～49 名	その他の環境等 墜落、転落	別掲（前頁）
5	7 月 1 時頃	その他の建設工事業 10 人～29 人	トラック 交通事故（道路）	夜間工事現場の残土を、外注ダンプで運搬中、残土捨て場の受付所の手前の道路上にダンプを止め、荷台にかけていた飛散防止用シートを外し、道路上でシートを折り畳み丸めているとき、後方から来た別会社のダンプに轢かれたもの。

小俣顧問に感謝状

神奈川支部において、建災防本部の田中専務理事から小俣顧問に建災防会長名の感謝状が贈呈されました。



感謝状

小俣務殿

あなたは本協会の役員として多年にわたり
協会の発展と建設業の労働災害防止に尽くされ
その功績はまことに顕著なものとあります。
ここに深甚な敬意と感謝の意を表します。

令和2年7月1日

建設業労働災害防止協会

会長 今井雅則

ナ対策の関係により中止とし、横須賀は法改正による講習内容の変更を見越して中止としました。

ずい道等の掘削等作業主任者の技能講習については、法改正を受けて講習時間が従来より1.5時間※増えることとなります。

現状で受講されても来年の法施行4月1日以降に1.5時間の補講が必要なことが明らかなので、本年の開催は見合わることとなりました。

※粉じん則が改正されたことにより作業環境測定等の講習時間が増えました。

フルハーネス買換補助金期限更新

7月号で紹介したフルハーネス型安全帯、積載形トラッククレーン過負荷防止装置の買換・改修補助金申請の期限が9月20日から**10月20日**に延長されました。今年度はこれが最後のチャンスということです。

申請金額が20万円未満の場合は「登録支援小売店」に申請を依頼してください。詳細は、建災防本部ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/>

ずい道講習中止

支部において本年度は相模原、横須賀においてずい道等の掘削等作業主任者技能講習が計画されていましたが、相模原はコロ

支部行事予定

雇用管理研修会

時：9月11日 9：00

所：講堂

時：9月17日 9：00

所：プロミティあつぎ

時：10月21日 9：00

所：万国橋

支部表彰選考委員会

時：9月10日 15：00

所：支部311会議室

労働災害防止団体連絡会議

時：9月11日 10：00

所：神奈川労働局大会議室

正副支部長・分会長会議（臨時）

時：9月28日 15：00

所：神奈川県中小企業共済会館

編集委員会

時：10月8日 13：30

所：311会議室

運営委員長・部会長会議（予定）

時：10月8日 15：00

所：311会議室

正副支部長・分会長会議（予定）

時：10月20日 15：00

所：311会議室

運営委員・分会事務局長合同会議

時：10月27日 15：00

所：講堂